

伊勢市こども計画(仮) の策定に向けて



● こども基本法の施行及びこども家庭庁の設置(令和5年4月1日)

こども基本法の目的(第1条)

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**次代の社会を担う全てのこども**が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

法の目的を達成するため、こども政策を更に強力に進める
新たな行政組織として「**こども家庭庁**」を内閣府の外局に設置

● こども基本法の6つの基本理念【こども基本法 第3条】

1

すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。



2

すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、
平等に教育を受けられること。



3

年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。



4

すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。



5

子育ては家庭を基本としながら、
そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが
難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。



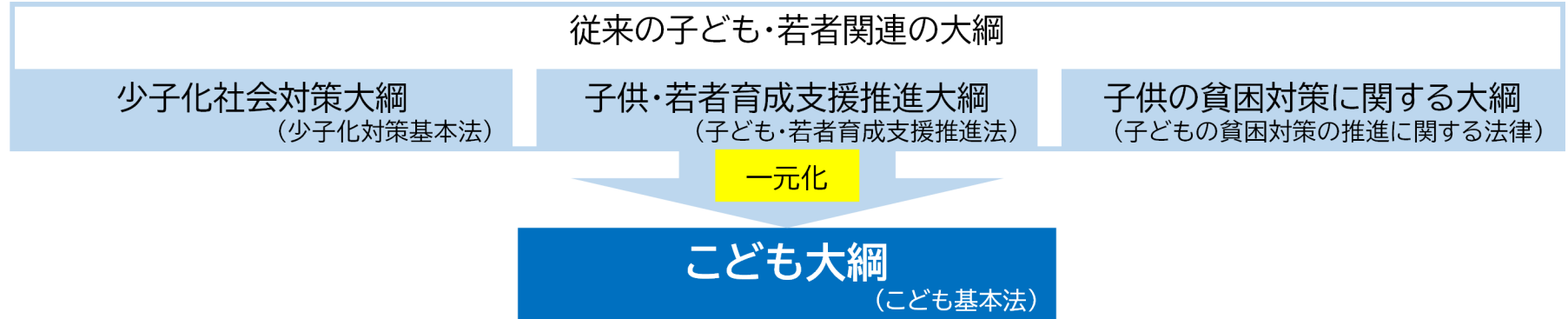
6

家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会をつくること。



こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

● こども大綱の策定(令和5年12月22日)【こども基本法 第9条】



こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

● こども施策に関する基本的な方針

- ① こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図る
- ② こども・若者や子育て当事者とともに進めていく
- ③ ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図る
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現する
- ⑥ 施策の総合性を確保する

こども大綱における目標・指標

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」の実現

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合

70%

「生活に満足している」と思うこどもの割合

70%

「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）

70%

社会的スキルを身につけているこどもの割合

80%

「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合

90%

「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合

現状維持
※97.1%

「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合

70%

「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合

70%

「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合

80%

「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合

55%

「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合

70%

「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合

90%

- ・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- ・こどもの貧困率
- ・里親等委託率
- ・児童相談所における児童虐待相談対応件数
- ・小・中・高生の自殺者数
- ・妊産婦死亡率
- ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
- ・いじめの重大事態の発生件数
- ・不登校児童・生徒数
- ・高校中退率
- ・大学進学率
- ・若年層の平均賃金
- ・50歳時点の未婚率
- ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- ・合計特殊出生率
- ・出生数
- ・夫婦の平均理想/予定こども数
- ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- ・男性の育児休業取得率
- ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ・ひとり親世帯の貧困率

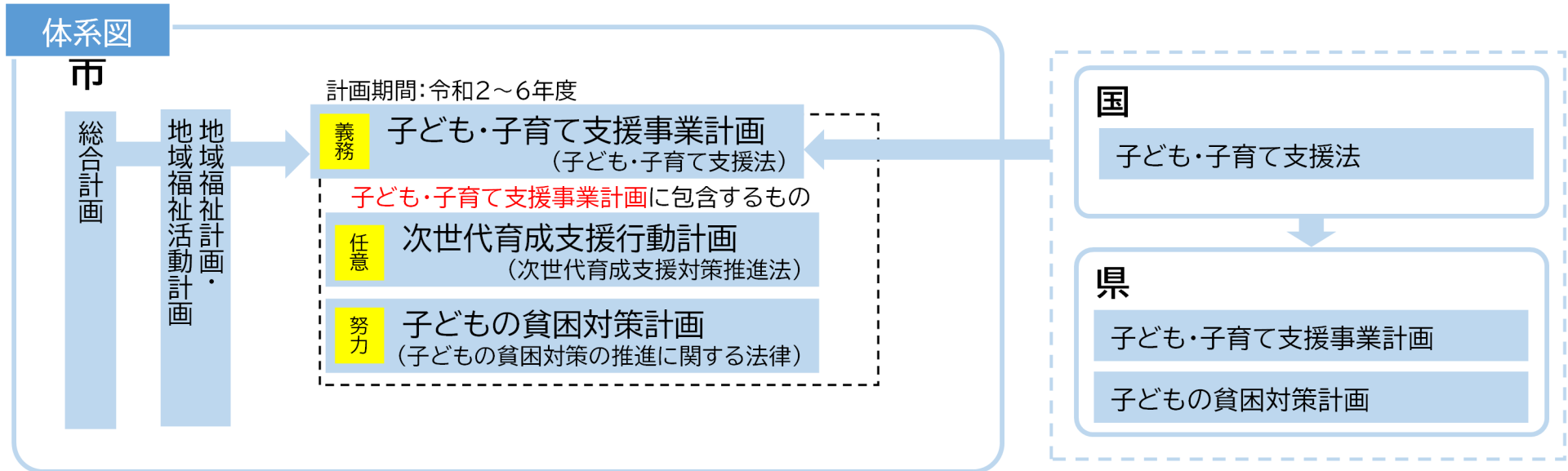
等

こども計画の策定に向けて(現行の計画)

● こども計画の策定【こども基本法 第10条】

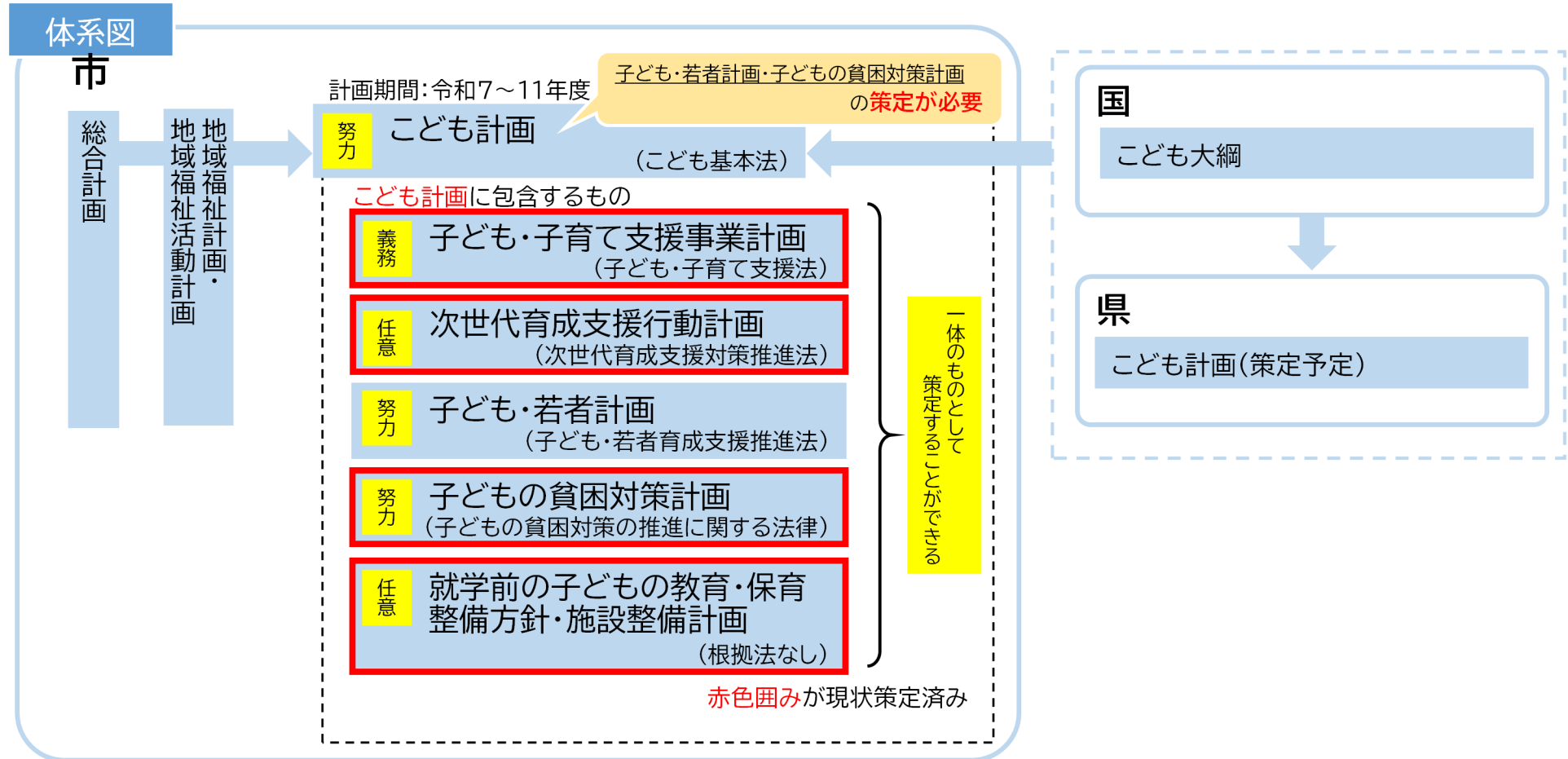
都道府県こども計画等(第10条)

- 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 **市町村は**、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「**市町村こども計画**」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 **市町村こども計画は**、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。



こども計画の策定に向けて(今後の計画)

● こども計画の策定【こども基本法 第10条】



こども・若者の社会参画・意見反映①

● こども等の意見の反映【こども基本法 第11条】

こども施策に対するこども等の意見の反映(第11条)

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

● こども計画策定に向けたアンケート(令和5～6年度に実施)

No.	アンケート名	主な目的	調査対象者	回答数	調査方法	実施
1	子育てアンケート (未就学児用)	教育・保育、子育て支援事業の利用状況とニーズの把握	未就学児の保護者	853人	保育所等配布・郵送／WEB回答	○
2	子育てアンケート (小学生用)	子育て支援事業の利用状況とニーズの把握	小学1～6年生の保護者	623人	学校配布・郵送(再勧奨)／WEB回答	○
3	こども・若者アンケート (中高生用)	子どもと家庭の生活状況、子どもの現況・課題の把握	中学生・高校生	1,531人	学校配布／WEB回答	○
4	こども・若者アンケート (中高生保護者用)	子どもと家庭の生活状況、子育て支援の事業のニーズの把握	中学生、高校生の保護者	509人	郵送／WEB回答	○
5	こども・若者アンケート (若者用)	若者の現状・課題の把握、結婚・子育てへの意識の把握	18歳～35歳未満の若者	849人	学校配布・郵送／WEB回答	○

● こども計画の策定(令和6年度に実施)

- ・ 令和5年度実施アンケート(こどもの保護者)に加えて、こども・若者本人へのアンケートを実施
- ・ 子育て支援関係団体へのアンケート又はヒアリングを実施
- ・ パブリックコメントにて意見聴取を実施

こども・若者の社会参画・意見反映②

● 伊勢市こども計画(仮称)の策定スケジュール

